

自然災害の発生に際して発出された国通知

4 令和6年能登半島地震関係

番号	日付	題名	概要
1	令和6年1月2日	令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて	<p>避難者に係る要介護認定、介護保険サービス提供、介護報酬の各種加算及び減算の特例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災等により他の市町村に避難した者について、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定の事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等の柔軟な取扱いとしても差し支えない。</li> <li>避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬の算定は可能である。</li> <li>介護報酬については、被災を理由に看護体制加算や個別機能訓練加算等の算定要件を満たさなくなった場合であっても、利用者の処遇に配慮した上で算定を可能とするなど柔軟な対応を可能とする。</li> <li>居宅介護支援等に係る基準及び報酬上の取扱いについて、介護支援専門員1人あたり担当数が基準を超えた場合など、通常時は介護報酬が減算される状況であっても減算を行わないなど柔軟な取扱いが認められる。等</li> </ul>
2	令和6年1月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年能登半島地震による避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について</li> <li>(別紙1-1) 生活不活発病予防(避難所用)</li> <li>(別紙1-2) 生活不活発病予防(被災地域生活者用)</li> <li>(別紙1-3) 生活不活発病チェックリスト</li> <li>(別紙2) 生活機能低下予防マニュアル～生活不活発病を防ぐ～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した高齢者にいわゆる「生活不活発病」の発症が危惧されるため、本通知の添付資料やマニュアルに基づき、保健師等による保健指導、介護予防等の取組を行ってほしい。</li> <li>避難所における認知症の方へ支援に当たっての配慮等について、別添の資料を送付するので周知をお願いしたい。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(別紙3) 避難所での認知症の人や高齢者の健康管理</li> <li>・(別紙4) 避難所での認知症の人と家族支援ガイド</li> </ul>	
3	令和6年1月3日	令和6年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて	被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなる場合などの介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能とする。
4	令和6年1月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について</li> <li>・令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活が必要となった高齢者、障害者、こども等の要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等(介護老人保健施設を含む。)への受入れを行って差し支えない。</li> <li>・被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いします。</li> <li>・福祉避難所、社会福祉施設等への福祉関係職員等の派遣に係る費用につき、費用支弁対象、支給・精算の方法及び留意点につき周知するもの。</li> </ul>
5	令和6年1月4日	令和6年能登半島地震による災害に係る科学的介護情報システム(LIFE)の取扱いについて	科学的介護情報システム(LIFE)に提出する情報やその提出頻度等について、今般の災害に伴い事業所等が被災したこと等により、要件で定められた情報を期限までに提出できない場合など、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合(被災前にこれらを満たしていたときに限る。)については、当面の間、被災前に算定していた加算を引き続き算定することが可能である。

6	令和6年1月1日	令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応について	<p>令和6年能登半島地震により、富山県、石川県及び福井県の一部地域に対して災害救助法が適用されたことに伴い、別添の事務連絡の内容について改めて確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村においては、地域包括支援センター等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めるとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。</li> <li>・居宅サービスは居宅において介護を受けるものであるが、避難場所で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いします。</li> <li>・介護保険施設、短期入所生活介護等については、災害等による定員超過利用が認められている。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とする。また、特定施設入居者生活介護についても同様とする。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととする。</li> <li>・被災のためサービス利用時の利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法第50条または第60条に基づき、利用者負担を減免できる。また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができる。なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付する。</li> </ul>
---	----------	--	---

7	令和6年1月1日	令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した者に係る被保険者証の提示等について	<p>災害救助法が適用された地域の被保険者につき、次のように取り扱うことを可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより介護サービス事業所に提示できない場合、氏名・住所・生年月日を申し立てることにより、被保険者証を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとする。</li> <li>・要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)については下記の取扱いとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができる。</li> <li>・要介護認定の新規及び更新等の申請を行う者が、上記の事情により被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる。</li> <li>・既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常のとおり要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる。</li> <li>・要介護認定の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる。</li> </ul> </li> </ul>
8	令和6年1月5日	令和6年能登半島地震に伴い避難先市町村の 地域密着型(介護予防) サービス等を利用する場合の手續について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型(介護予防) サービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の令和6年能登半島地震による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手續については事後的に行う等柔</li> </ul>

			<p>軟に取り扱うこととしても差し支えないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難を要する市町村の要支援者又は事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合についても、同様の取扱いとしても差し支えないこととする。</li> </ul>
9	令和6年1月5日	令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、地域包括支援センターを中心として、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者を中心とした要援護高齢者についての安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可）を行い、速やかに必要なサービス提供に繋がるよう、可能な限り配慮をお願いしたい。</li> <li>居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いにつき、運営基準、指定事業所に係る指定事項の変更届出、ケアプランの変更、モニタリング等については、利用者や事業所が直面している状況が落ち着いた後や通信手段等の回復後に行うこととなっても差し支えない。また、介護報酬の減算や給付管理についても特例を認める。</li> </ul>
10	令和6年1月9日	令和6年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について	令和6年能登半島地震により被災した要援護高齢者等について、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等については、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、安否確認及び課題の把握を行うなど適切な支援に配慮をお願いしたい。
11	令和6年1月9日	令和6年能登半島地震における社会福祉施設等での感染症等の予防について	今般の地震の発生から一週間以上が経過し、被災地での避難生活が長期化する中で、避難所や被災した高齢者施設等において、ノロウイルス感染症が疑われる急性胃腸炎が発生した旨が報告されている状況を受け、

			<p>社会福祉施設等でのノロウイルス感染症対策についても感染拡大防止策に留意するとともに、当該感染症の発生時には専門家による支援を受け必要な対応を進めてもらいたい。</p>
12	令和6年1月9日	令和6年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について	<p>令和6年能登半島地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされている状況にあるが、高齢の要援護者に対しては、福祉サービス等の確保に努めるとともに避難所等における困難な生活の解消を図る必要がある。以下の留意事項及び特例措置等を参考に対応してもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等での受け入れ <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等に避難している高齢者について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握するとともに、施設入所については福祉サービス等の広域的な利用調整が行うことができる広域的調整体制の構築に努めてもらいたい。</li> <li>・サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。</li> <li>・受入先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受入れを行っても差し支えない。また、病弱者である場合や認知症高齢者の容態が悪化した場合には、必要な医療の確保に配慮すること。</li> </ul> </li> <li>・在宅福祉サービス等の実施 <p>避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮するこ</p> </li> </ul>

			と。 ・費用負担に係る特例措置等 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合及び措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁について通知する。また、費用徴収における減免措置については、現行に規定に基づき個々に判断して行うものとする。
13	令和6年1月10日	令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について	地域の要援護者の移送や2次避難所に至る前の短期支援、その後の2次避難所への移行やDWTの派遣等を背景として、今後、介護等のニーズが増加することが予想されることから、このような厳しい状況を踏まえ、他地域からの介護職員等の派遣が必要と考えており、管内市町村、管内の福祉関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣の協力を依頼する。
14	令和6年1月12日	令和6年能登半島地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について	今般の令和6年石川県能登地方を震源とする地震による災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとする。 その際、当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。 (1)当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。 (2)当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。 (3)法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。
15	令和6年1月12日	令和6年能登半島地震により被災した施設の入所者の受入れに係る利用料等の取扱いについて	被災した介護保険施設等の入所者が一時的に別の介護保険施設等に避難している場合について、避難先の施設における介護サービスに係る利用料等の取扱いを別添の通りとする。

			<p>(1)施設介護サービス費等の請求  (2)利用者負担や居住等に係る費用等の取扱い  (3)利用者負担の猶予・減免  (4)要介護認定  (5)要支援者を介護保険施設で受け入れる場合</p>
16	令和6年1月11日 (同1月12日更新) (同1月22日更新)	令和6年能登半島地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて	<p>次の要件の両方に該当する被災者について、令和6年4月末までの介護サービスに係る利用料の支払いを猶予する。猶予期間については、今後の状況によって延長する可能性がある。</p> <p>(1)令和6年能登半島地震に係る災害救助法の適用市町村のうち、通知文に記載されている日付の時点で、当該保険者の被保険者について保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村(通知文参照)の介護保険被保険者であること。  (2)令和6年能登半島地震により、住宅全半壊等の要件(通知文参照)に合致している旨を介護サービス事業所等の窓口等で申し立てをした者</p>
17	令和6年1月16日	令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令等の施行等について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定及び要支援認定の有効期間の延長  災害救助法が適用された市町村の区域(以下「特定被災区域」という。)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる。  この特例は、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に、特例の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。</li> <li>介護保険サービス事業者の指定の有効期限の延長  特定被災区域内に在る事業所に係る指定居宅サービス事業者等の指定の有効期限につき、令和6年6月30日を満了日とする。</li> </ul>

18	令和6年1月19日	被災高齢者の要介護認定事務の取扱い及び避難先における介護保険サービスの確保のための取扱いについて	被災した市町村及び被災した市町村から避難者を受け入れている市町村における要介護認定(要支援認定を含む。)、指定介護老人福祉施設等への特例入所、指定介護老人福祉施設等への特例入所及び老人福祉法に基づく措置の取扱いについて、地震による影響がなくなり通常どおりの事務が可能となるまでの間、本事務連絡に記載の特例対応を可能とする。
19	令和6年1月23日	令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&Aについて	能登半島地震の被災者が介護サービス利用した場合の利用料の還付及び免除に関するQ&A
20	令和6年1月29日	令和6年能登半島地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いについて	福祉避難所として開設された介護保険施設等に高齢者等の避難者が避難した場合、避難所として使用する場所(部屋)の使用料(室料)、避難者に対する食事・水等については、災害救助法における国庫負担の対象経費となる。
21	令和6年2月27日	令和6年能登半島地震により指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設された場合の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後、指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設された場合は、福祉避難所として救助を行う日については災害救助費から支弁され、指定居宅サービス事業所等として居宅サービス等を行う日については介護報酬を請求するものとする。</li> <li>・避難生活等をしている被災者が要介護者であって、当該短期入所生活介護や短期入所療養介護等を行っている事業所が介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設を併設等して運営している場合には、遡及して介護保険施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設におけるサービスを行っていたこととするなど柔軟な対応も可能である。その際、利用者には十分な説明を行うこと。</li> <li>・区分変更申請等を行うことで、災害時の被災者の状態像を適切に把握することも可能である。</li> </ul>
22	令和6年3月5日	令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて(2月サービス提供分)	令和6年能登半島地震による災害に係る被災事業所がサービス提供記録等を滅失又は棄損等した場合に、令和6年2月サービス提供分について概算による請

			求を行うことを可能とし、その他の通常の方法による請求を行う場合においても、請求明細書の提出期限等について柔軟な取扱いを可能とするもの。
--	--	--	---